

第3節 グローバルな IT 化に向けた国際協力

1. 優先権書類交換

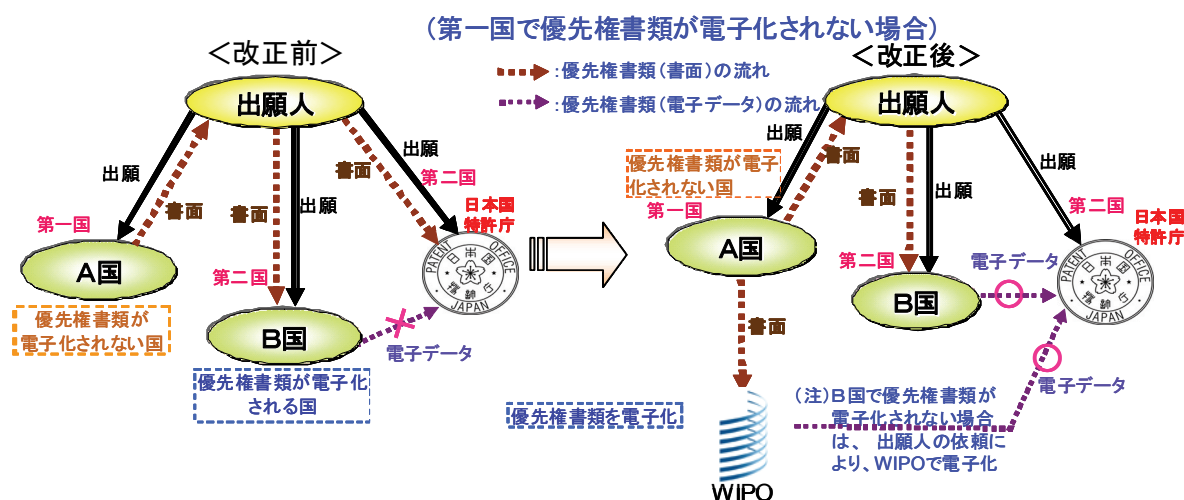
我が国特許庁は、諸外国の特許庁と協力して、優先権書類¹を庁間で電子的に相互交換するプロジェクトを進めている。電子的交換の実現後は、出願人に代わって、第一国特許庁が他国特許庁へ優先権書類を直接に送付するため、出願人の提出手続負担及び費用が、更には各庁の優先権証明書の出願人への交付手続負担が大幅に軽減されることとなる。諸外国への出願が最も多い我が国出願人及び特許庁にとって、特に有利な制度といえる。

優先権書類の電子的交換は、世界に先駆け 1999 年 1 月に日欧間で開始され、2001 年 7 月には日韓間で、2007 年 7 月には日米間でも行われるようになった。日米欧三極特許庁の試算によれば、三極の出願人全体では優先権書類の電子的交換の実施によって、年間約 55 億円ものコスト削減が可能になると試算されている。

また、2008 年の三極特許庁会合では、出願人の利便性向上及び行政処理の効率化の観点から、優先権書類の電子的交換を世界的に実現するため、優先権書類の発行国（第一庁）のみならず、その他の国（第二庁）や WIPO で電子化された優先権書類のデータの受け入れについても可能とすることとした（例：ドイツの優先権書類を、EPO を通じて取得）。

本合意を受け、制度改正（特許法 43 条等関係）を実施した。

【法制改正（特許法 43 条等関係）概要】



（資料）特許庁作成

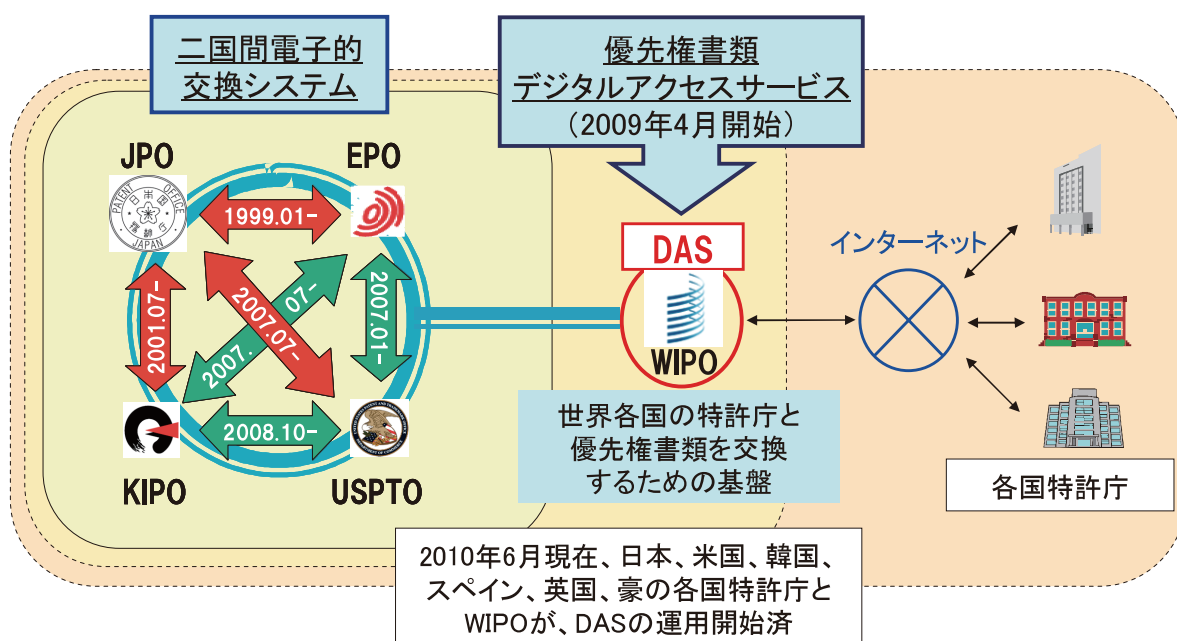
さらに、この三極及び韓国との間で直接行っている優先権書類の電子的交換に加え、2006 年の WIPO 加盟国総会において、WIPO 国際事務局を介して世界中で電子的に優先権書類交換を行うための枠組みである DAS の設立が承認されたことを受け、2009 年より DAS を利用した優先権書類の電子的交換が開始されることとなった。WIPO 国際事務局と我が国特許庁

¹ 最初に出願した国（第一国）への出願日とその後に出願したほかの国での審査上の判断基準日となることを証明する書類。

は2009年4月には、世界に先駆けDASを利用する環境を整備した。同月には米国特許商標庁、2009年7月より韓国特許庁もサービスを開始した。さらに2009年10月には英国及びスペイン、2009年12月にはオーストラリアの各国特許庁にて開始しており、今後は、欧州特許庁を始めとする他庁も順次このサービスに参加することが見込まれる。

優先権書類の電子的交換の取組は、上記三極に加え、韓国や中国との機械化専門家会合、さらには日米欧中韓の五大特許庁においても議論や意見交換を進めてきたものであるが、WIPOも交えたこのデジタルアクセスサービスの成否は、これらの国々以外の多くの国や機関の参加にかかっている。参加国拡大に向け、WIPO国際事務局の主導的な役割を今後求めていく必要がある。

【優先権書類の電子的交換の概要】



(資料) 特許庁作成

【優先権書類の電子的交換件数】

第一庁（優先権発行庁）	JPO	EPO	JPO	KIPO	JPO	USPTO
第二庁（優先権取得庁）	EPO	JPO	KIPO	JPO	USPTO	JPO
2007 年度	11, 199	1, 248	11, 137	4, 300	18, 378	1, 001
2008 年度	10, 137	1, 151	8, 924	3, 492	59, 962	2, 002
2009 年度（2010 年 1 月まで）	6, 930	873	5, 481	2, 486	39, 497	2, 510

(資料) 特許庁作成

2. 外国包袋参照システム

経済のグローバル化と知的財産制度への関心の高まりから、世界各国における特許等の出願件数は、1996 年からの 10 年間で 63%もの増加を示している（1996 年 108 万件から 2006 年 176 万件）。これは、特許制度の重要性とイノベーションの進展を示すものであり、世界規模で経済活動が活発化する中、高く評価できる一方、審査を担う各国特許庁にとって、大きな負担となっていることも事実である。出願急増の背景は、市場の拡大に伴い、出願人により複数国に対し、同様の出願がなされることが主な理由であり、各庁の負担を軽減する上で、審査やサーチの相互利用などの各庁間の審査協力が一層求められる。この際、IT を用いて、情報の共有、すなわち他国サーチ・審査結果や経過情報を審査官が自発的に参照可能な環境等を整備し、国際的な審査協力を推進するために、我が国特許庁は、世界の各庁が有する審査関連情報（出願人提出書類や拒絶理由通知など）を照会するシステムの整備に取り組んでいる。このシステムは、一件書類を表す「ドシエ（dossier）」という言葉を利用し、「ドシエ・アクセス・システム」と称されているが、2005 年に我が国より、米欧特許庁に提言したものである。

我が国の提言を踏まえ、2006 年には、日米欧三極特許庁において、各庁の審査関連情報を三極ネットワーク（TriNet）を通じて、相互に各庁の審査官へ提供するシステム（ドシエ・アクセス・システム）を構築した。さらに、日韓機械化専門家会合等での議論を経て、2007 年には、韓国特許庁とも、本システムを利用した審査関連情報の相互照会を開始した。これらの審査関連情報は、日本語であれば英語に機械翻訳され、各庁に提供されることとなる。システム稼働から、未だ 3 年程度しか経過していないが、例えば日本の審査官は他庁に対し年間合計 28 万件（2009 年度）ものアクセスをするなど、他庁の審査結果を自発的に参照しており、審査の相互利用に努めている。

こうした審査協力の基盤の整備は、効率性を確保しつつ審査の質を向上させるとともに、各国における権利取得の予見性をも向上させることとなる。

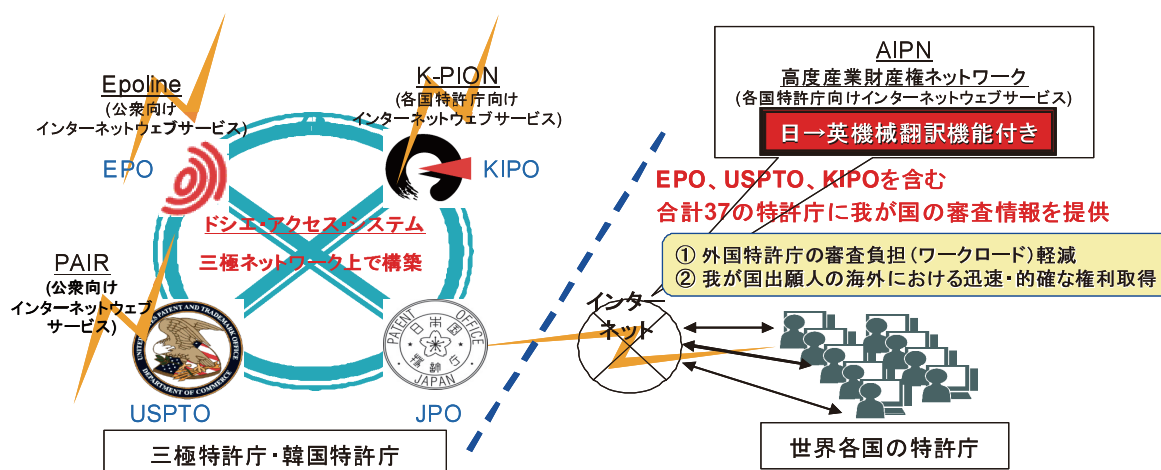
今後、日米欧三極及び韓国を核としたドシエ・アクセス・システムのネットワークが、日米欧中韓五大特許庁会合や日中韓会合等を通じて中国など他国へも拡大し、互いの審査関連情報が参照可能となることで、各国特許庁間の先行技術調査・審査結果の相互利用が世界的に進み、より安定した権利の付与、各国特許庁のワークロード軽減に寄与することを目指している。

さらに、我が国特許庁では、インターネットを利用した「高度産業財産ネットワーク（AIPN）」を通じて、我が国のサーチ及び審査結果に関する情報を英語に機械翻訳し、37 の各国特許庁に提供（2010 年 8 月時点）している。各国特許庁の審査において、我が国出願の審査経過を参照することにより、当該国の審査の効率化と審査の質の向上を促し、我が国出願人の他国での適切な権利取得、ひいては経済活動の円滑化に寄与することが期待されている。また、審査協力の制度的なスキームである特許審査ハイウェイ（PPH）の利用にも、同ネットワークは有益である。我が国出願人が海外特許庁へ PPH の申請を行う場合には、AIPN を通じて拒絶理由通知等のオフィスアクション等、申請に必要な書類や英語に機械翻訳された内容が提供され、出願人はこれら書類を改めて提出する必要がない。この

ため、外国における我が国出願人の大幅な手続負担の軽減が期待され、併せて権利取得の迅速化にも寄与することとなる。

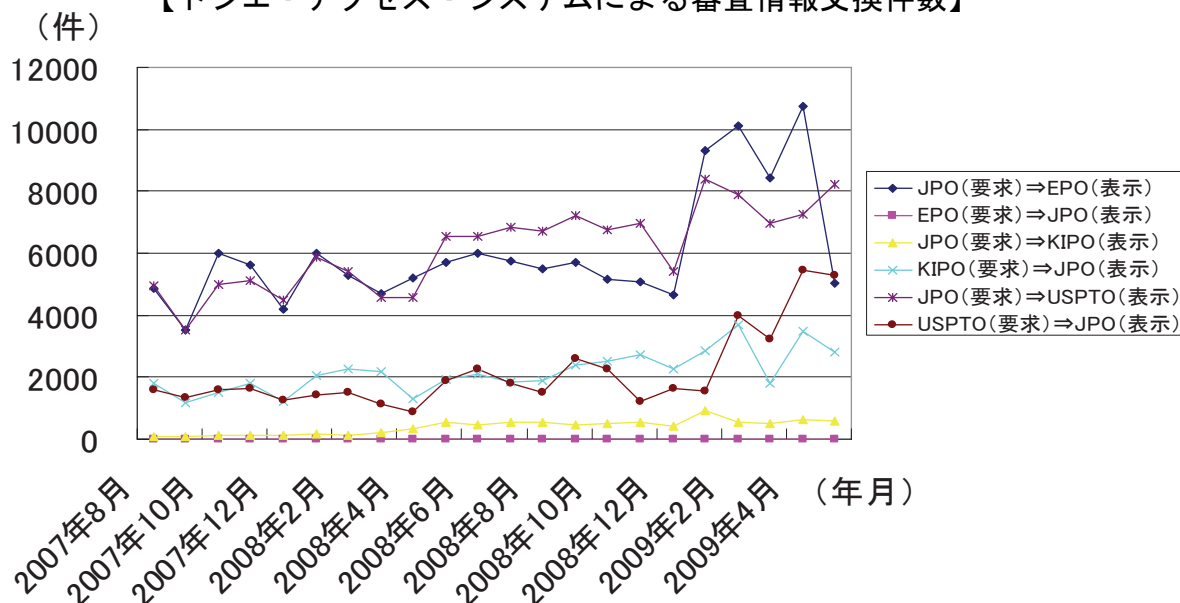
今後は、このドシエ・アクセス・システムの更なる高度化が課題であり、日米欧中韓五大特許庁会合においても、「サーチ及び審査結果への共通アクセス」を基礎プロジェクトの一つとし、我が国リードで議論を進めている。具体的には、国際標準フォーマット（XML）を用いつつ、関連した出願の各庁における審査情報を一括して表示する「ワン・ポータル・ドシエ」の実現を目指すものである。

【ドシエ・アクセス・システム及び AIPN の概要】



（資料）特許庁作成

【ドシエ・アクセス・システムによる審査情報交換件数】¹



（資料）特許庁作成

¹ 凡例の JPO（要求）⇒EPO（表示）とは、JPO が EPO における審査情報を照会することを意味する。

3. サーチ環境の高度化

発明の新規性や進歩性を問う際、先行技術がどこで知られたかが問題となる。技術や情報のボーダーレス化が進む現在、主要国のほとんどが、文献情報に限れば、世界のどこで知られている場合にも先行技術となり得る、いわゆる「世界公知」を採用している。言い換えれば、審査を行う上で、先行技術文献調査においては、自国のみならず世界中の文献を調査対象とする必要がある。

これを可能とするためには、審査協力を推進するとともに、世界の各庁が保有する文献データベースやサーチツールを連携し、国際的なワークシェアリングに資する先行技術調査環境の高度化を目指す必要がある。

過去においては、日米欧三極特許庁間で、①ファーストページデータベースの構築 (FPDB)¹、②MIMOSA ソフトウェア²を利用した特許情報 CD-ROM 作成及びその検索、③特許情報検索システムの相互提供³、④公報データ交換の迅速化⁴、⑤米国特許商標庁による AIDS データベース (PAJ データベースとの連携) の無料一般提供、等を実施し、サーチ環境の高度化を進めてきた。

最近の動きとしては、2007 年 5 月に開始された日米欧中韓五大特許庁会合の場での五庁基礎プロジェクトにおいても、「共通のサーチ及び審査支援ツール」(各庁審査官が、同じ案件について同等のサーチ結果を実現できるような共通の審査・サーチツール環境を整備するプロジェクト) 及び「共通文献データベース」(各庁がサーチすべき文献範囲を共通に定め、各庁保有のデータベースへのアクセスを円滑にするプロジェクト) について、議題に挙げ、検討を行っている。

これら共通の審査・サーチツールやデータベースの検討を行うに際しては、言語の多様性や、各特許庁におけるシステムの開発経緯などに十分配慮する必要がある。このため、五庁基礎プロジェクトにおいては、我が国の提案により、言語や審査体制の相違を踏まえ、各庁のシステムやリソースを尊重しつつ、議論を行うこととしている。

また、特許庁が現在進めている特許庁業務・システム最適化計画における検索系システムの最適化においても、各国特許庁が保有するデータベース等の外部データベースとの連携強化を行うこととしている。

4. 発展途上国支援の取組

我が国にとって、発展途上国とりわけアジア諸国の成長市場、製造拠点としての重要性については、言をまたない。こうした中、模倣品・海賊版問題などの知的財産権問題への

¹ 三極特許庁において、特許公報の書誌事項、発明の英文による要約及び代表図面を 1 ページにまとめたファーストページを、共同でデータベース化するプロジェクト。

² MIMOSA ソフトウェアは、FPDB に蓄積された特許情報を収録した CD-ROM の作成と、その特許情報の検索を行うことを目的として、三極特許庁が共同で調達したソフトウェア。

³ JPO : F ターム検索端末、EPO : EPOQUE 端末、USPTO : WEST 端末

⁴ 1996 年 1 月、日米欧三極特許庁は、各庁が発行する公報のイメージデータの交換を月 1 回の割合で行うことを合意。

関心も高まり、我が国は、経済連携協定（EPA）交渉、特許庁長官会合、APEC 等の国際交渉を通じ、発展途上国における知的財産に関するエンフォースメントの強化を求めている。

しかし、単にエンフォースメント強化のみを求めるとすれば、発展途上国には、先進国からの一方的な要請と捉えられかねない。よって、発展途上国自身による自立的な知的財産制度の充実を促す上で、先進国による技術協力を始めとしたキャパシティー・ビルディングが必要となる。

特許庁としては、これまでの経験を活かしつつ、様々な発展途上国協力を進めている。協力の在り方としては、対象国の官民知的財産担当者に対する啓発事業となる「人材育成協力」、AIPN 等を通じた審査資料や審査結果を提供する「審査協力」、そして対象国の知的財産のインフラ整備につながる「情報化協力」が挙げられる。

このうち、「情報化協力」については、多くのコストとリソースを要することから、特に我が国との経済的・文化的な結びつきの強い東南アジア諸国に対し、庁内データベースの構築、特許電子図書館（IPDL）等の情報発信環境の構築、電子出願環境の構築等の情報インフラの整備に段階的に注力している。

こうしたインフラ整備が、各国における知的財産マインドを向上させつつ、将来的には、これらインフラを通じ、米欧中韓等の主要国と同様の相互協力関係につながることを期待される。

【協力実績】

・インドネシア知的財産権総局（DGIPR）

2005 年 6 月から、知的財産権に係る IPDL 構築の協力を実施しており、我が国特許庁から短期専門家 5 名を派遣するなどの支援を行い、2007 年 2 月には IPDL サービスが開始された。

・フィリピン知的財産庁（IPOPHL）

1999 年 5 月から 2003 年 5 月まで（4 年間）、出願事務処理システム構築の協力を実施した。さらに、上記プロジェクトのフォローアップを 2004 年 11 月から 2007 年 3 月末まで実施し、我が国特許庁から短期専門家を 4 名派遣した。

・ベトナム国家知的財産権庁（NOIP）

2000 年 4 月から 2004 年 6 月まで（4 年 3 か月間）、出願事務処理システム構築の協力を実施した。この成果を基に、2005 年 1 月から、ベトナム国家知的財産権庁職員の人材育成を含む検索システム、電子出願システム及び IPDL 構築の協力を実施し、2009 年 3 月には、プロジェクトの成果である各システムの活用を広く呼びかけるためのセミナーを同国で開催した。

・タイ知的財産権局（DIP）

1995 年から 2000 年まで検索システム構築の協力を実施した。また、2002 年 8 月から 2005

年12月にかけて我が国特許庁、WIPOの協力のもと特許、実用新案、意匠の事務処理システムの構築を実施した。2006年から、蓄積データの拡充を行うとともに、新たな機能を追加した事務処理システム及び検索システムをタイ知的財産権局自らが稼働・運用している。